

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県文化財保護条例</p> <p>昭和32年 3 月29日 条例第11号</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第42条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。<u>この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>建築の日から50年を経過していない建築物の改築又は除却</u></p> <p>(2) <u>設置の日から50年を経過していない工作物（建築物を除く。以下同じ。）の改修若しくは除却又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の改修又は除却</u></p> <p>(4) <u>埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</u></p> <p>5 県指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、<u>教育委員会は、前項の届出があつた日から起算して7日以内に限り、当該届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に</u></p>	<p>愛媛県文化財保護条例</p> <p>昭和32年 3 月29日 条例第11号</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第42条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p>

新	旧
<p><u>関し必要な指示をすることができる。</u></p> <p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。)は、市が処理することとする。ただし、第1号アからキまで及びケに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1号クに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。</p> <p>(1) 次に掲げる現状変更等(アからカまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第42条第1項の規定に基づく許可(同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務</p> <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却</p> <p>イ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</p>	<p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。)は、市が処理することとする。ただし、第1号アからキまで及びケに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)_____が市の区域内において行われる場合並びに<u>同号ク</u>に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。</p> <p>(1) 次に掲げる現状変更等(アからカまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第42条第1項の規定に基づく許可(同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務</p> <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却</p> <p>イ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</p>

新	旧
<p>ウ 工作物_____の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>エ～ケ 省略</p> <p>(2) 第42条第4項各号に掲げる行為（同項第1号に掲げる行為については、前号ア又はイに掲げる現状変更等に該当するものに限る。）に係る同項後段の規定に基づく届出の受理及び同条第5項の規定に基づく指示に関する事務</p> <p>(3) 第43条において準用する第24条第1項の規定に基づく調査及び報告の徴収に関する事務。ただし、第1号アからケまでに掲げる現状変更等に係る第42条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 省略</p> <p>（刑罰）</p> <p>第47条 第20条第1項から第3項まで又は第42条第1項若しくは第2項の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>ウ 工作物（建築物を除く。以下このウにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>エ～ケ 省略</p> <p>(2) 第43条において準用する第24条第1項の規定に基づく調査及び報告の徴収に関する事務。ただし、前号ア からケまでに掲げる現状変更等に係る第42条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 省略</p> <p>（刑罰）</p> <p>第47条 第20条又は第42条_____の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p>